

電気需給約款別冊

（ 高 圧 ・ 特 別 高 圧 ）

株式会社フィックスパワー

2026 年 6 月 1 日改訂

目次

1 適用	1
2 実施期日	1
3 燃料費調整単価の算定に係る各種数値	1
4 市場価格調整単価の算定に係る各種数値	2
5 HH 価格調整単価の算定に係る各種数値	3
6 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定に係る各種数値	3

1 適用

- (1) この電気需給約款別冊（以下「別冊」という）は、当社の電気需給約款（以下「約款」という）に基づき、当社がお客さまに電気を供給するときの供給条件の内容の一部を定めるものであり、約款の一部を構成するものとする。なお、別冊の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、約款の内容に従うものとする。
- (2) 別冊の変更については、約款第4条（約款の変更）に準ずる。
- (3) 別冊に定めのない事項は、約款の定めに従うものとする。

2 実施期日

別冊は、2026年6月1日から実施する。

3 燃料費調整単価の算定に係る各種数値

- (1) 約款第11条の4（燃料費調整）に定める α β γ の数値は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	α	β	γ
北海道エリア	特別高圧/高圧	0.1946	0.0827	1.0081
東北エリア	特別高圧/高圧	0.0202	0.2699	0.8714
東京エリア	特別高圧/高圧	0.1173	0.0643	1.1607
中部エリア	特別高圧/高圧	0.2845	0.3302	0.3571
中国エリア	特別高圧/高圧	0.0406	0.0982	1.2015

- (2) 約款第11条の4（燃料費調整）に定める基準燃料価格は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	基準燃料価格
北海道エリア	特別高圧/高圧	51,400 円
東北エリア	特別高圧/高圧	39,300 円
東京エリア	特別高圧/高圧	35,600 円
中部エリア	特別高圧/高圧	52,900 円
中国エリア	特別高圧/高圧	41,900 円

- (3) 約款第11条の4（燃料費調整）に定める基準単価または基準燃料単価は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	基準単価または基準燃料単価	
北海道エリア	特別高圧	1 キロワット時につき	0.183 円
	高圧	1 キロワット時につき	0.188 円

東北エリア	特別高圧	1 キロワット時につき	0.176 円
	高圧	1 キロワット時につき	0.183 円
東京エリア	特別高圧	1 キロワット時につき	0.256 円
	高圧	1 キロワット時につき	0.263 円
中部エリア	特別高圧	1 キロワット時につき	0.091 円
	高圧	1 キロワット時につき	0.092 円
中国エリア	特別高圧	1 キロワット時につき	0.174 円
	高圧	1 キロワット時につき	0.177 円

4 市場価格調整単価の算定に係る各種数値

- (1) 約款第 11 条の 4（燃料費調整）に定める x y または $\delta 1$ $\delta 2$ の数値は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	x または $\delta 1$	y または $\delta 2$
北海道エリア	特別高圧/高圧	0.6760	0.3240
東北エリア	特別高圧/高圧	0.5332	0.4668
東京エリア	—	—	—
中部エリア	特別高圧/高圧	0.8495	0.1505
中国エリア	特別高圧/高圧	0.4861	0.5139

- (2) 約款第 11 条の 4（燃料費調整）に定める基準市場価格は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	基準市場価格
北海道エリア	特別高圧/高圧	12.24 円
東北エリア	特別高圧/高圧	11.51 円
東京エリア	—	—
中部エリア	特別高圧/高圧	12.16 円
中国エリア	特別高圧/高圧	9.45 円

- (3) 約款第 11 条の 4（燃料費調整）に定める調整係数または市場基準単価は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	調整係数または市場基準単価
北海道エリア	特別高圧	0.223
	高圧	0.229
東北エリア	特別高圧	0.124

	高圧	0.129
東京エリア	—	—
中部エリア	特別高圧	0.493（上限値）
	高圧	0.500（上限値）
中国エリア	特別高圧	0.259
	高圧	0.265

5 HH 価格調整単価の算定に係る各種数値

- (1) 約款第 11 条の 4（燃料費調整）に定める基準 HH 単価および基準 HH 価格は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	基準 HH 単価	基準 HH 価格
中部エリア	特別高圧	0.233 円	2.867 \$ /MMBtu
	高圧	0.236 円	

- (2) 約款第 11 条の 4（燃料費調整）に定める基準輸送関連単価は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	基準輸送関連単価
中部エリア	特別高圧	0.452 円
	高圧	0.458 円

- (3) 約款第 11 条の 4（燃料費調整）に定める基準為替レートは、下表のとおりとする。

供給区域	区分	基準為替レート
中部エリア	特別高圧/高圧	147.60 円/\$

6 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定に係る各種数値

- (1) 約款第 11 条の 4（燃料費調整）に定める離島基準燃料価格は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	離島基準燃料価格
北海道エリア	特別高圧/高圧	79,300 円
東北エリア	特別高圧/高圧	79,300 円
東京エリア	—	—
中部エリア	—	—
中国エリア	特別高圧/高圧	79,300 円

- (2) 約款第 11 条の 4（燃料費調整）に定める離島調整上限燃料価格は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	離島調整上限燃料価格
北海道エリア	特別高圧/高圧	119,000 円
東北エリア	特別高圧/高圧	119,000 円
東京エリア	—	—
中部エリア	—	—
中国エリア	特別高圧/高圧	119,000 円

- (3) 約款第 11 条の 4（燃料費調整）に定める離島基準単価は、下表のとおりとする。

供給区域	区分	離島基準単価
北海道エリア	特別高圧/高圧	0.001 円
東北エリア	特別高圧/高圧	0.001 円
東京エリア	—	—
中部エリア	—	—
中国エリア	特別高圧/高圧	0.001 円

制改定履歴

2025 年 8 月 1 日制定

2026 年 2 月 1 日改訂

2026 年 6 月 1 日改訂